

青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案は、令和 5 年 2 月 4 日に岩手県側エリアにおいて原状回復宣言がなされ、二戸保健福祉環境センターが発行していた「県境産廃いわてだより」は第 140 号をもって終了となりましたが、当センターでは、その後の状況について地域の皆様方にお知らせするため、新たに「県境産廃いわてレター」を発行します。

県境不法投棄事案に関するフォローアップ会議について

本事案の教訓の伝承方策や跡地活用の促進方策の「新たな検討の場」として、地元の団体や学識経験者等で構成する「県境不法投棄事案に関するフォローアップ会議」が令和 5 年 6 月に設置されました。今年度は 3 回（6 月 20 日、9 月 14 日及び 2 月 8 日）開催され、次の内容が検討されましたので、お知らせします。

1 教訓の伝承方策について

県は、この事案の教訓を伝承するため記録誌「青森・岩手県境産廃不法投棄事案の記録～産学官民連携 20 余年の足跡～」を作成することとしており、第 3 回会議では、構成員に成案をお示しし、御意見をいただきました。記録誌は 3 月末に完成予定で、4 月に関係機関等に発送し、県ホームページにも掲載する予定です。また、記録誌の概要版を令和 6 年度中に作成する予定です。

2 跡地活用の促進方策について

県では、跡地のうち差押えした土地について、令和 7 年度以降の公売を予定していることから、市民・企業向け現場等説明会を令和 5 年 11 月 24 日に開催し、16 名の方に御参加いただきました。また、現場等説明会の開催結果は、第 3 回会議で報告しました。なお、現場等説明会は、令和 6 年度にも開催する予定です。



現場説明に先立って行われた概況説明

3 水質モニタリングの結果について

第 85 回原状回復対策協議会（令和 4 年 7 月 23 日開催）で承認されたとおり、1,4-ジオキサンの浄化効果を確認し、地域の皆様の安心感を醸成するための水質モニタリング調査を、令和 5 年度から 2 年間、年 4 回（5 月、7 月、9 月及び 11 月）、10 か所で行っています。

令和 5 年度の調査結果では、10 か所全てで環境基準の超過はなく、水質アドバイザーから問題ない旨御了承いただいたことを会議で報告しました。

なお、調査は令和 6 年度も継続しますので、結果がまとまり次第、お知らせします。

○会議資料・データは、県ホームページに掲載しています

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoku/kankyoku/fuhoutouki/1006145/1067674.html>



ラジオ放送について

カシオペア FM で、県境産廃を題材としたラジオ放送がありますので、お知らせします。

- 番組名 ぐらしのラジオ～二戸市職員出前講座
- 放送予定 令和 6 年 3 月 27 日（水）18：00～18：30
- 内容 県庁資源循環推進課職員が県境産廃事案について紹介します

※インターネットでもアプリ「ListenRadio」をダウンロードして聴くことができます

今後も県境産廃いわてレターで、「県境不法投棄事案に関するフォローアップ会議」において検討された内容等をお知らせする予定です。